

**東部総合処理センター破砕選別施設整備に伴う発注者支援業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 趣旨

西宮市では破砕選別施設の整備運営事業を予定しており、当該事業は DBO 方式による整備及び運営が決定している。

本業務は、入札公告書類の作成、公表から事業者との契約締結までの業務の過程において必要となる知識、技術及び情報等の支援を行うものである。

この公募型プロポーザル実施要領は、「西宮市環境局環境施設部プロポーザル方式事業者選定実施要綱」に基づき、豊富な経験と高い専門知識を有する企業から提案等を募集し、最も適切な者を当該業務の委託先候補者として選定するための手続き等について必要な事項を定めたものである。

2. 業務の概要

(1) 名称

東部総合処理センター破砕選別施設整備に伴う発注者支援業務

(2) 業務場所

西宮市鳴尾浜2丁目

(3) 業務内容

「東部総合処理センター破砕選別施設整備に伴う発注者支援業務 業務仕様書」参照のこと

- ① 事業条件の整理
- ② 実施方針の作成及び公表等の支援
- ③ 事業者募集・選定・契約等に係る資料作成
- ④ 事業者募集、評価、選定及び公表に係る支援
- ⑤ 事業契約締結に係る支援
- ⑥ 事業者選定委員会の運営支援

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年(2023年)3月31日まで

(5) 委託上限額

30,415千円(消費税等相当額込み)

(6) 支払条件

- ① 部分払：令和4年3月末までの出来高部分に相当する額を、請求を受けた日から14日以内に支払う。ただし、支払額の上限は令和3年度予算以内として、令和3年度予算は契約金額の62%以上あるものとする。
- ② 完了払：業務完了後、残額を支払う。

3. プロポーザル参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 令和 2 年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿 (M: コンサル業) に登録されていること。
 - (3) 西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立ての事実がないこと。
 - (5) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (7) 建設コンサルタントの「廃棄物部門」に登録があること。
 - (8) 一級建築士事務所登録があること。ただし、西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている事務所や営業所等に限るものではない。
 - (9) 平成 22 年 4 月 1 日から参加表明書等の提出日までの間に地方公共団体 (一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体を含む。) より、下記①から④までの設備をすべて含むマテリアルリサイクル推進施設 (他の施設の併設でも可) の基本計画策定業務 (循環型社会形成推進交付金の対象となる業務に限る。) を元請として受注した実績があること。
 - ① 受入設備及び供給設備 (搬入及び退出路を除く。)
 - ② 破碎設備及び破袋設備
 - ③ 圧縮設備
 - ④ 選別設備、梱包設備及びその他ごみの資源化のための設備
 - (10) 平成 22 年 4 月 1 日から参加表明書等の提出日までの間に地方公共団体 (一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体を含む。) より、DBO 方式で実施される事業の発注者支援業務 (下記①から⑤までの業務をすべて含むものに限る。) を元請として受注した実績があること。
 - ① 事業条件の整理
 - ② 実施方針の作成及び公表等の支援
 - ③ 事業者募集・選定・契約等に係る資料作成
 - ④ 事業者募集、評価、選定及び公表に係る支援
 - ⑤ 事業契約締結に係る支援
 - (11) 管理技術者※として、技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士の資格 (下記①又は②のいずれかに該当するものに限る。) を有する者を配置できる者であること。
 - ① 衛生工学部門 廃棄物・資源循環 (旧科目である「廃棄物管理計画」「廃棄物処理」又は「廃棄物管理」を含む。)
 - ② 総合技術監理部門 衛生工学 - 廃棄物・資源循環 (旧科目である「廃棄物管理計画」「廃棄物処理」又は「廃棄物管理」を含む。)
- ※管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の技術上の管理を行う者をいう。

4. プロポーザル手続き

(1) 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書 (様式第 6 号) によること。

① 提出期限

令和3年2月24日（水）17時30分（必着）

② 提出方法

質問書を西宮市環境局環境施設部施設整備課まで電子メールで提出すること。参加資格、提案内容についての別を表示すること。

③ 回答方法

すべての質問及び回答をとりもとめたものをホームページにおいて公開します。なお、質問への回答内容については、本実施要領の追加または修正事項とします。

④ 回答予定

令和3年2月26日（金）

(2) 参加表明書等（第1次評価書類）の提出

① 提出書類

提出書類	様式	提出部数	備考
参加表明書	第1号	1	
業務実績書	第3号	1	第1次評価書類
業務実績書（管理技術者）	第4号	1	第1次評価書類
会社概要（リーフレット等）		1	
業務実績等を証する資料（写し）		1	第1次評価書類

② 提出期限

令和3年3月2日（火）17時30分（必着）

③ 参加表明等作成要領

別紙「公募型プロポーザル参加表明書等・企画提案書等作成要領」の通りとします。

④ 提出方法

原則として持参による提出（土日祝を除く9時00分から17時30分まで）。ただし、提出日時を西宮市環境局環境施設部施設整備課にて予約すること。

なお、郵送による場合は提出期限までに必着のこと。また、書留郵便等の配達記録が残る方法で提出のこと。

(3) 参考資料の貸与

① 貸与資格者

本市が提案書提出資格があると認めた者

② 貸与機関

提案書等提出までの期間とする。その後、速やかに事務局まで返却すること。

③ 貸与資料

東部総合処理センター破砕選別施設整備事業施設基本計画 令和3年(2021)1月31日

(4) 企画提案書等（第2次評価書類）の提出

① 提出書類

提出書類	様式	提出部数		備考
		正	副	
企画提案書	第5号	1	10	第2次評価書類
見積書	第7号	1	0	第2次評価書類

② 提出期限

令和3年3月29日（月）17時30分（必着）

③ 企画提案書作成要領

別紙「公募型プロポーザル参加表明書等・企画提案書等作成要領」の通りとします。

④ 電子データの提出

①の提出書類については、電子データ化したもの（CD-R あるいは DVD-R）を1部提出すること。ファイル形式はPDFとする。

⑤ 提出方法

原則として持参による提出（土日祝を除く9時00分から17時30分まで）。ただし、提出日時を西宮市環境局環境施設部施設整備課にて予約すること。

なお、郵送による場合は提出期限までに必着のこと。また、書留郵便等の配達記録が残る方法で提出のこと。

5. スケジュール

6. 項目	日程	備考
募集開始	令和3年2月17日（水）	西宮市 HP 公開
質問書（参加資格、提案内容）の提出期限	令和3年2月24日（水）	17時30分（必着）
質問書（参加資格、提案内容）への回答	令和3年2月26日（金） （予定）	西宮市 HP 公開
参加表明書等の提出期限	令和3年3月2日（火）	17時30分（必着）
提案書提出資格者の通知 参考資料の貸与	令和3年3月8日（月） （予定）	メールで回答
企画提案書等の提出期限	令和3年3月29日（月）	17時30分（必着）
ヒアリング	令和3年4月6日（火） （予定）	必要に応じて
候補者特定及び結果通知	令和3年4月6日（火） （予定）	メールで回答
<契約課> 契約締結	令和3年5月14日（金） （予定）	

6. 参加資格要件の審査、候補者の審査、候補者の選定、失格の要件

(1) 参加資格要件の審査

参加申込書等について、3. プロポーザル参加資格要件に基づき、参加資格要件の審査を行い、参加資格者とする。

(2) 候補者の審査

① 一次評価（参加資格者の審査）

別紙「東部総合処理センター破砕選別施設整備に伴う発注者支援業務公募型プロポーザル第1次評価要領」（以下「第1次評価要領」）に基づき、参加資格者の審査を行い、上位5者を選定し、提案書提出資格者とする。ただし、同点の場合は5者以上が提案書提出資格者となることもあるものとする。

なお、参加資格者数が5者以下の場合は、すべての参加資格者を提案書提出有資格者とする。一次審査結果は令和3年3月8日（月）（予定）までに電子メールで各応募者に通知するとともに、選定結果の通知書を郵送する。

② 二次評価（提案書提出資格者の審査）

別紙「東部総合処理センター破砕選別施設整備に伴う発注者支援業務公募型プロポーザル第2次評価要領」（以下「第2次評価要領」）に基づき、提案書提出資格者の審査を行う。なお、必要に応じて、下記の要領でヒアリングを実施することがある。詳細は、対象者に個別に通知する。

1) 実施日時（予定）

令和3年4月6日（火）頃

1者あたりのヒアリングは約30分を予定。

2) 実施場所

西宮市西部総合処理センター、本庁舎、または、本庁舎周辺

3) 出席者

配置予定の管理技術者を含め3名以内とする。

※ 配置予定の管理技術者が出席できない場合は、事前に理由を説明の上、本市の了解を得ること。

(3) 評価基準

委託先候補の選定及び特定にあたっての評価基準は次の通りです。(選定(第1次評価)段階においては、①の合計30点満点とします。)なお、テーマa、テーマb、テーマcについてはそれぞれ市が設定し、提案を求めます。(別紙「公募型プロポーザル参加表明書等・企画提案書等作成要領」参照)

評価分類	評価項目	配点
①業務遂行能力	企業に関する事項	10
	業務従事予定者の経験及び能力	20
②企画提案内容	業務実施方針	15
	テーマa	15
	テーマb	15
	テーマc	15
③業務費用	見積金額	10
合計		100

(4) 候補者の特定

二次評価の結果、最高評価点を獲得した応募者を委託先候補者として特定する。ただし、最高評価点数が複数ある場合は、該当者のくじ引きにより特定する。なお、最高評価点を獲得した応募者が失格となった場合等は最高評価次に次ぐ評価点を獲得した応募者を次点候補者として特定する。特定結果は令和3年4月6日(火)(予定)に電子メールで各応募者に通知するとともに、審査結果の通知書を郵送する。また、後日ホームページにおいて公開する。

(5) 失格の要件

応募者が次の事項に該当した場合は失格とする。

- ① 本プロポーザル実施要領に定める手続きを遵守しない場合。
- ② 虚偽の記載をした場合。
- ③ 参加資格者の審査後、参加資格要件を満たさなくなった場合。
- ④ 見積書記載の金額(見積金額)が委託上限額を超える場合。
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

7. 契約の締結

候補者の特定後、仕様書、企画提案書等をもとに業務仕様書を作成し、準備が整い次第、本市契約管理課にて契約の締結を行う。

8. 留意事項

(1) 辞退届の提出

辞退する場合は辞退届(様式第2号)を事務局へ持参または郵送する。

(2) 本プロポーザルに必要な費用の負担

本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て応募者負担とする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

企画提案に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者から提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が応募者の承諾を得た場合には、応募手続きに基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

(5) 情報の公開

応募者から提出された書類が著作物に当たる場合でも、西宮市情報公開条例の規定に基づき公開する場合がある。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更することができないものとし、また理由の如何に係らず返却しない。ただし、審査委員会の同意を得た場合はこの限りでない。

(7) 市が貸与する資料の取扱い

市が貸与する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討範囲内であっても、市の了承をえることなく第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示してはならない。

(8) 業務委託契約書

契約にあたっては、本市が定めた業務委託契約書を使用します。

業務委託契約書の書式は本市のホームページ (<http://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報>入札・契約>入札・契約に関する規則・要綱・基準等>契約書（契約約款）・特約・誓約書>業務委託契約書（契約約款）特約含む」で閲覧できますので、事前に記載内容を確認しておくこと。なお、業務委託契約書第 6 条及び第 7 条の規定中「業務主任技術者」とあるのは「管理技術者」と読み替えるものとする。

(9) 契約締結の相手方の公開

契約締結の相手方については、法人名を本市ホームページで公開する。

(10) 実施要領及び仕様書等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には応募者に通知する。

(11) 市が提示する資料及び回答書は、実施要領及び仕様書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(12) 参加申込書等の提出者または技術提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルを取り止める。

(13) 本業務の受託者（協力会社及び資本・人事面において関連を持つと認められる者を含む。）は、東部総合処理センター破砕選別施設整備事業の設計業務・建設工事の事業者選定において、入札参加業者、共同で参加する企業体の構成員又は協力企業になることは不可とする。

(14) 本市令和 3 年度当初予算において、本業務の経費に係る予算案が否決された場合は、本業

務の委託契約を締結しない。

- (15) 配置予定の管理技術者は疾病、死亡、退職等きわめて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとする。これら極めて特別な場合にやむを得ず管理技術者の変更を行う場合は、変更前と同等以上の技術者であることの本市の了解を得なければならない。

9. 書類の提出及び問い合わせ先

西宮市環境局環境施設部施設整備課

西宮市西宮浜 3 丁目 8 番 西部総合処理センター管理棟 3 階

TEL 0798-22-6601 FAX 0798-26-9091

E-mail shiseken@nishi.or.jp (課用電子メール)